

除雪業務委託に係る入札心得

令和元年 8 月 31 日適用

(趣旨)

第 1 条 除雪業務委託に係る入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、別に備える設計図書（単価内訳書、除雪業務特記仕様書、除雪業務実施要領）、委託契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札してください。なお、施工体制確認型契約方式により除雪業務を発注する場合は、「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」及び「除雪等委託業務に係る施工体制確認型契約方式試行要領」によるものとします。

(受託希望工区の申請)

第 2 条 受託を希望される工区数は、公告で示す設計機械の運転に必要な免許等を有するオペレーターの人数が、設計機械台数以上確保できる範囲内で申請して下さい。（複数工区へ参加を希望する場合において、オペレーターの重複申請はできません。また、同一オペレーターの複数社への登録はできません。）

(入札保証金の納付)

第 3 条 一般競争入札の場合、入札参加者は、入札執行前に見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

- (1) 入札参加者が、保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保険契約書を提出して発注機関の長の確認を得たとき。
 - (2) 森林整備業務入札参加資格または建設工事等入札参加資格、物品購入等入札参加資格のいずれかを有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないおそれがないと発注機関の長が認めたとき。
- 2 前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付しなければなりません。

(設計図書等に対する質問・回答)

第 4 条 委託契約書（案）、この入札心得及び設計図書等に対して質問がある場合は質問書（様式 3）に記載のうえ入札公告に示す期間及び場所に提出してください。質問に対する回答は長野県公式ホームページに掲載します。なお、質問者への直接の回答は行いません。

(入札の方法)

第 5 条 入札参加者は、入札書に所要事項を記入のうえ、これを入札日時に指定された入札場所に差し出して下さい。なお、郵送による入札は認められません。

- 2 この入札は業務の単価および総価（入札単価に予定数量を乗じて得た金額の合計、以下同じ）について見積もってください。（様式 7 による。）ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。
- 3 入札書記載の単価は、特別の定めがある場合を除き 100 円単位としてください。なお、機械稼働費については、平日昼間の稼働単価および回送単価を入札し、それぞれの平日夜間、休日昼間、休日夜間の契約単価については、県積算に平日昼間の落札率を乗じ 100 円未満を切り捨てた額とします。
- 4 入札書に代表者名が記載され、かつ代表者印が押印してある入札書による応札以外で、代

理人が出席して応札するときに、代表権限を有する社員等から委任を受け、代理人の印を押印した入札書により応札する場合は、委任状が必要になります。入札執行前に委任状を発注機関の長に提出して確認を受けて下さい。

- 5 入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理を行えません。
- 6 一度提出した入札書は、書替え、引換え又は撤回することはできません。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってははいけません。

- 2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしてははいけません。(脅迫的言辞の有無を問わない。)
- 3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において公告、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはいけません。

(入札の辞退)

第7条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとします。

- 2 入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとします。
 - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到着するものに限る。)してください。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
 - (3) 入札に立ち会うことができない入札参加者は、入札を辞退したものとみなします。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けません。

(入札の取りやめ等)

第8条 入札参加者が協定し、又は不穏の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められるときは、発注機関の長は、当該入札参加者を入札に参加させなかったり、入札の執行を延期したり若しくは取りやめることがあります。

- 2 発注機関の長は、入札公告、設計図書等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行なわれないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめることがあります。

(入札・開札)

第9条 入札は、入札通知書に記載した日時、場所において行います。入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより開札を行います。

- 2 入札執行回数は2回までとし、予定価格(総価及び単価、消費税及び地方消費税を除く金額)の範囲内の価格の入札がないときは、第2回の総価における最低価格入札者(再度の入札において失格基準価格を下回る者は除く。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とします。この場合の見積もり回数は3回を限度とします。

(入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書

- (4) 違算がある入札書
- (5) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札公告に示す提出期限内に審査書類を提出しない者の入札書
- (9) 虚偽の審査書類を提出した者の入札書
- (10) 一抜け方式において、他の委託業務の落札者が入札した入札書
- (11) 入札単価欄に特別の定めがある場合を除き、100 円未満の単位の金額が記載された入札書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第 11 条 発注機関の長は、入札単価が全て予定単価を下回った入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で総価における最低価格入札者を落札者とします。ただし、総価について除雪業務における委託契約要領に基づく失格基準価格を下回る入札者を除き、予定価格の制限の範囲内における最低価格入札者を落札者とします。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決めるものとします。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない当所の職員にくじを引かせるものとします。

(除雪機械の変更)

第 12 条 実際に使用する除雪機械の機種又は規格が発注時に計上されている機械と異なる場合は、使用機械変更協議書（様式 8）により協議するものとします。変更協議書による機械で除雪業務実施要領に定められた作業が遵守できると発注機関の長が認めたときは、使用機械及び単価について変更契約を締結します。なお、変更契約単価は、当初契約単価に発注時計上機械の設計単価と実際に使用する機械の設計単価の比率を乗じ、100 円未満を切り捨てた額とします。（別紙 3 参照）

(契約保証)

第 13 条 落札者は、契約と同時に落札総価の 10 分の 1 以上の金額を納付してください。ただし、財務規則(昭和 42 年長野県規則第 2 号)第 143 条の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがあります。

(契約の締結)

第 14 条 落札者は、落札決定後 7 日以内に契約を締結してください。

2 契約に要する経費は契約人の負担とします。